

山梨県公報

第二千七百十四号

平成二十九年

七月二十日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………五四三

○土地改良区役員の退任及び就任……………五四四

○都市計画の変更図書の縦覧……………五四五

教育委員会

○山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令……………五四五

告示

山梨県告示第二千二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年七月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡早川町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第二千二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年七月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的 干害の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第二千二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年七月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、龍岡土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成二十九年七月二十日

一 退任

山梨県知事 後 藤 斎

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理事	橋本正武	斐崎市龍岡町下條東割五百九十七番地	平成二十九年六月二十四日
同	土屋雅五	斐崎市龍岡町下條東割九百二十一番地	同
同	横内義光	斐崎市龍岡町下條南割千四十三番地三	同
同	望月唯和	斐崎市龍岡町下條東割五百二十番地	同
同	野口一	斐崎市龍岡町下條東割千四百六十四番地	同
同	斉藤勝人	斐崎市龍岡町下條南割千百六十一番地	同

二 就任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
同	田原格	斐崎市龍岡町下條南割千二百九十番地	同
同	田原敏男	斐崎市龍岡町下條南割千二百九十五番地	同
同	上野和雄	斐崎市龍岡町下條南割百八十五番地	同
同	野口武彦	斐崎市龍岡町下條南割四十三番地	同
同	深澤直人	甲斐市下今井五十九番地コーポ上野二百一	同
監事	横内金弥	斐崎市龍岡町下條東割四百八十九番地	同
同	田原美成	斐崎市龍岡町下條南割千二百六十二番地	同
同	戸島雅美	斐崎市水神町一丁目三番一号	同
理事	橋本正武	斐崎市龍岡町下條東割五百九十七番地	平成二十九年六月二十五日
同	土屋雅五	斐崎市龍岡町下條東割九百二十一番地	同

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
戸島雅美	田原美成	横内金弥	深澤直人	野口武彦	上野和雄	田原敏男	田原格	齊藤勝人	野口一	堀川千秋	横内義光	
葦崎市水神町一丁目三番一号	葦崎市龍岡町下條南割千二百六十二番地	葦崎市龍岡町下條東割四百八十九番地	甲斐市下今井五十九番地コーポ上野二百一	葦崎市龍岡町下條南割四十三番地	葦崎市龍岡町下條南割百八十五番地	葦崎市龍岡町下條南割千二百九十五番地	葦崎市龍岡町下條南割千二百九十番地	葦崎市龍岡町下條南割千六百六十一番地	葦崎市龍岡町下條東割千四百六十四番地	葦崎市龍岡町下條東割九百三十九番地	葦崎市龍岡町下條南割千四十三番地三	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 都市計画の変更図書の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により忍野村長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。
 平成二十九年七月二十日
 山梨県知事 後 藤 斎

一 都市計画の種類 富士北麓都市計画下水道（忍野村公共下水道）
 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

教育委員会

山梨県教育委員会訓令第七号

序 中 一 般
 教 育 事 務 所
 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
 県 立 図 書 館
 県 立 美 術 館
 県 立 博 物 館
 県 立 考 古 博 物 館
 県 立 文 学 館
 県 立 教 育 セ ン タ ー
 山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十九年七月二十日
 山梨県教育委員会
 教 育 長 守 屋 守

山梨県教育委員会公印管理規程の一部を改正する訓令
 山梨県教育委員会公印管理規程（昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。
 第九条に次の一項を加える。
 2 前項第一号の規定による印影の保存は、公印台帳を保存することにより行う。
 第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第一項中「で当該文書」を「又は公印を表示しようとする文書の材質・形状その他の理由により公印を押印することができない場合で、当該文書」に、「代える」を「代えようとする」に改め、同条第二項中「用紙」を「文書」に、「印刷込用紙」を「印刷込用紙」に、「つど」を「都度」に、「貸与し、その印刷に立ち会わなければ」を「貸与するとともに、印刷後には返納させなければ」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「堅固な容器に納め、執務時間外、週休日及び休日においては、その容器（容器にかぎのある場合は、その相かぎの容器。以下同じ。）に封印（私印をもつてするものとする。以下同じ。）をしておかなければ」を「鍵のかかる堅固な容器に納め、これを保管しなければ」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第五条とする。

第三条第三項を削り、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（公印の使用）

第三条 公印を使用することができる者は、第四条第一項に規定する管守責任者又は山

梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）第五条第一項若しくは山梨県立学校処務規程（昭和三十六年教育委員会訓令甲第四号）第二十条の五第一項に規定する文書管理主任とする。

2 前項に規定する者（以下この項において「管守責任者等」という。）以外の者は、公印を使用してはならない。ただし、管守責任者等が不在で急施を要するときその他の特別な理由がある場合は、第四条第一項に規定する管守責任者の指定する者は、管守責任者等に代わつて公印を使用することができるものとする。

3 公印の使用を必要とするときは、公印押印管理簿（第一号様式）に必要な事項を記入した上、発送文書に決裁済文書を添えて前二項に規定する者に提出して押印を受けるものとする。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式 (第3条関係)

公印押印管理簿

(所属名)

公印名	押印数	所属	担当者	文書 番号	文書 件名	確認印			押印日
						決裁済 確認者	発送文 書確認 者	押印者	

第二号様式及び第三号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。
第五号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に「(A) - (B) + (C)」を「(A) - (B) - (C)」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。